

重要なお知らせ

相続税納税猶予制度を受けている農家の皆様へ

～都市農業にとって大切で重要な制度です。将来につなぐためにも～

相続税納税猶予制度適用農地の 適切な管理を徹底しましょう!

相続税納税猶予制度の適用農地で遊休農地の状態になっているものに対して、納税猶予を打ち切る動きが強まっています。会計検査院による制度チェックが厳しくなったことで、これまで以上に制度の運用が厳正なものとなっています。

農業委員会では毎年全ての農地を対象に「農地の利用状況調査」を実施します。この調査で農地が適正に管理されていないと判断されると、農業委員会から農地所有者に対して「農地を適正に利用・管理してください」との指導が行われます。

指導に従わない場合、手続きを経たのち、遊休農地として扱われます。相続税納税猶予適用農地であった場合は、猶予制度が打ち切れ、元本だけでなく利息も含めて2ヶ月以内に支払うよう税務当局から求められることになってしまいます。

平成4年に猶予を受けた相続税には、平成23年時点で、猶予を受けた額とほぼ同額の利子税が発生しています。



ご注意ください!

納税猶予が打ち切りになると、多額の納税資金が必要になりますが、遊休農地であることを理由に納税猶予が打ち切りになった土地は、登記簿上は「農地」ですので、当該土地は簡単には処分できません。場合によっては家屋敷を処分して納税する事態にもなりかねません。

どういった場合に打ち切られるの?

毎年1回、農業委員会が耕作放棄地の調査を行っていますが、その際に遊休農地(※)であると判定された場合、農業委員会から指導が行われます。指導を受けても改善されない場合は、納税猶予が打ち切れ、2ヶ月以内に相続税等と利子税を納めなければなりません。打ち切りまでの流れは左面をご参照下さい。

※農業委員会の指導対象となるのは、次のような農地です。

- ・耕作の目的に供されておらず、且つ今後も耕作される見込みのない農地
(耕作放棄地)
- ・その農業上の利用の程度が、その周辺の地域の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる農地(低利用農地)

⇒耕しているだけの農地等は注意が必要です。

なお、もはや農地ではない土地(非農地)であると認められた場合には、即刻納税猶予が打ち切られる恐れがあります。

納税猶予打ち切りまでの流れ

農業委員会による農地の利用状況調査（毎年1回）



遊休農地であることが判明（遊休農地については右面下部を参照）



農業委員会から土地の所有者等へ文書による指導が行われ、「遊休農地である旨の通知」がされるまでの期限が設定される
(原則として1年を上限に農業委員会が設定する)



農業委員会による改善状況の確認・督促



期限までに遊休農地が解消されない場合、猶予を受けた農地が遊休農地である旨を農業委員会から所有者に通知、もしくは公告される。
(以降は相続発生・贈与の時期により対応が分かります。)

【①相続・贈与の時期が平成21年12月15日以降の場合】

農業委員会から通知がなされると、耕作放棄された旨が税務署へ報告され、納税猶予が打ち切られる。

【②相続・贈与の時期が平成17年4月1日～平成21年12月14日の場合】

遊休農地である旨の通知から6週間以内に利用計画を作成し、農業委員会に提出する。提出されない場合には耕作放棄された旨が税務署へ報告され、納税猶予が打ち切られる。

また、提出しても、利用計画が不適切な場合、利用計画が守られない場合には、農業委員会から勧告を受ける。勧告に従わない場合には、所有権移転等の協議を行う旨が通知される。(協議は拒否出来ません。)当該通知がなされると、耕作放棄の旨が税務署へ報告され、納税猶予が打ち切られる。

【③相続・贈与の時期が平成17年3月31日以前の場合】

②の協議を行う旨の通知までの手続きと同様の手続きが進められ、協議成立等により、所有権の移転等があった場合、猶予は打ち切られる。

また、所有権移転等の協議が不調に終わった場合には、県知事より「特定利用権」設定の裁定を受け、公告される。当該公告がなされると、耕作放棄の旨が税務署へ報告され、納税猶予が打ち切られる。